

2
6-2
190

大学教員人事あつ旋協議会規程（昭和二十五年一月十日文部大臣裁定）

オ二条 効議会は左に掲げる委員をもつて組織する。  
を置く。

- 一 大学学術局長
  - 二 大学学術局庶務課長
  - 三 大学学術局大学課長
  - 四 大学学術局技術教育課長
  - 五 大学学術局教職員奉成課長
  - 六 大学学術局事務官
  - 七 大臣官房人事課長
  - 八 大臣官房人事課事務官
- 2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ学識経験ある者の中適当な者を委員にすることができる。

- 3 委員長は効議会に委員長、副委員長各一人を置き、委員長は大学学術局長をもつて、副委員長は大臣官房人事課長をもつて充てる。
- 4 委員長は効議会の会務を總理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 6 効議会は主として国立学校設置法附則オ三項に定める官制の学校の種種廢止後の就職あつ旋その他大学教員の人事あつ旋に努めるものとする。
- 7 効議会の会議は委員長が必要に応じ隨時招集する。
- 8 六条 この所に掲げるもののほか、効議会の議事及び運営の細目に關し必要な事項は効議会が定める。
- 9 七条 効議会の庶務は文部省大学学術局及び大臣官房人事課において処理する。

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

村上

49